

消表対第37号
令和4年1月14日

消費者委員会
委員長 後藤 卷則 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公印省略)

住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく議決の求め

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第4項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の議決を求めます。

記

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づき定める日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の一部改正について

以上

